



介護と仕事の両立に困っていませんか？



働き続けながら 介護をするための 支援制度を紹介します



介護をするために、仕事を辞めようか…と悩んでいませんか？
「**介護保険制度による支援やサービス**」と
「**介護のための両立支援制度**」を使うことで、
仕事を辞めなくても、介護をしながら働き続けることができます。

両立支援制度の詳細内容は裏面へ

介護と仕事の両立支援制度



◀両立支援制度について
もっと詳しくはこちらから

厚生労働省特設サイト

働きながら、要介護状態^{※1}にある
家族^{※2}の介護をする場合、
育児・介護休業法に基づき、
以下の制度が利用できます。

- ※1)介護保険制度の要介護状態区分が要介護2以上である場合のほか、介護保険制度の要介護認定を受けていない場合であっても2週間以上の期間にわたり常時介護が必要な状態のときは対象になります。
- ※2)ここでいう家族とは、配偶者(事実婚含む)、父母、配偶者の父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫です。

要介護状態の
判断基準等に
ついてはこちら



短時間勤務制度等

1日の労働時間を短くするなど、働きながら
介護をするために、以下のいずれかの制度を利用
することができます。

※会社によって利用できる制度は異なります

- 1 短時間勤務制度
- 2 フレックスタイム制度
- 3 始業又は終業時刻の繰上げ・繰下げ制度
- 4 介護サービス費用の助成

こんなときに使えます

- ・デイサービスの送迎時間に
自宅にいるために、勤務時
間を調整したいとき



介護休暇

介護のための休暇を、**1日又は1時間単位で
取得**することができます。

※対象家族1人につき年5日まで(2人以上の場合は年10日まで)

こんなときに使えます

- ・病院への付き添いのため、少しだけ仕事を
休みたいとき
- ・ケアマネジャーと時間をとって介護プラン
などの打ち合わせをしたいとき



介護休業

対象家族1人につき**3回**まで、**通算93日**まで、
休業することができます。

こんなときに使えます

- ・ケアマネジャーとの相談や介護施設
への入所に向けた見学や準備などで
まとまった休みが欲しいとき



休業
したときは
…



自分が介護に専念するだけでなく、
介護の体制を整える期間としても使えます！

介護休業給付金

一定の要件を満たした場合、介護休業
期間中に休業開始時賃金月額[※]の67%相
当額の介護休業給付金が支給されます。

※申請・相談先は、事業所の所在地を所管する
ハローワークです！

介護休業給付金制度
についてはこちら



厚生労働省HP

島根県の
ハローワークはこちら



島根労働局HP

※上記の他、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限などの制度があります

まずは会社の人事・労務担当者に相談しましょう！

介護と仕事の両立でお困りのときは

労働相談全般はこちら

仕事や生活のお悩み相談はこちら

介護の相談ごとはこちら

島根労働局雇用環境・均等室

〒690-0841
松江市向島町134-10
松江地方合同庁舎5階
TEL:
0852-31-1161



労働相談窓口

(島根県商工労働部雇用政策課)
〒690-8501 松江市殿町1
TEL:
0852-22-6557
(月、水、金曜日)



くらしサポートセンター

((一社)島根県労働者福祉協議会)
〒690-0007
松江市御手船場町557-7
TEL:
0120-969-234



地域包括支援センター

高齢者の医療や介護、福祉に関する
身近な相談窓口です。介護保険
のサービスについて相談できます。
お近くの地域包括支援
センターの連絡先はこちら ▶
島根県HP

